

周防大島町病院事業局電子カルテシステム導入業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、周防大島町病院事業局(以下「当局」という。)が運営する周防大島町立東和病院(以下「東和病院」という。)及び周防大島町立大島病院(以下「大島病院」という。)の電子カルテシステムの更新に際し、周防大島町病院事業局電子カルテシステム導入業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、優れた企画提案等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の概要

(1)目的

次期電子カルテシステム選定(以下「本業務」という。)

(2)選定内容

次に掲げる事項を内容とし、その詳細については、別紙1「周防大島町病院事業局電子カルテシステム導入業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照すること。

- ①電子カルテシステム、医事システム、オーダーリングシステム、各部門システム等の実施設計及び構築
- ②システム稼働に必要なハードウェア(端末機、プリンタ、周辺機器等を含む。)、ソフトウェアの納入及び設置
- ③既存機器及び各部門システムとの連携
- ④既存データの移行

(3)導入時期

令和7年度 ※令和7年12月26日(金)までに納品及び支払完了

3. プロポーザルのスケジュール

手続き	日程
公募開始	令和7年 4月24日(木)
質問の受付期限	令和7年 5月 7日(水)
質問に対する回答期限	令和7年 5月12日(月)
参加表明書受付期限	令和7年 5月14日(水)
参加資格確認審査(一次審査)の結果通知	令和7年 5月21日(水)
企画提案書の提出期限	令和7年 5月30日(金)
プレゼンテーション(二次審査)	令和7年 6月中旬
選定委員会の結果通知	令和7年 6月中旬～下旬
契約締結	令和7年 6月中旬～下旬

4. 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

(1)法人格を有し、令和7年度における当局の競争入札参加資格の認定を受けていること。

※認定を受けていない者は、参加表明書の提出時点において当局の競争入札参加資格書類を提出し参加資格を得ること。

※この提出をもって法人概要等の確認を行うものとする。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれも該当していないこと。

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、裁判所からの更生手続または再生手続の開始の申立てがされていないこと。

- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5)公募開始の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本町若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7)電子カルテシステムについて、令和2年度以降に99床以上の病院へ導入した実績があること。

## 5. 審査方式

### (1)一次審査(参加資格確認審査)

選定委員会または当局において、参加資格を審査し、3事業者程度を一次審査通過者として選定する。

※審査基準…別紙2「参加表明者の参加資格確認を審査する基準表」

### (2)二次審査(企画提案書+プレゼンテーション)

一次審査を通過した事業者は、選定委員会に対し、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施する。

※審査基準…別紙3「電子カルテシステム選定プロポーザルに係る評価基準表」

## 6. 参加資格確認審査(一次審査)の審査

本プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を書面で提出し、参加資格の審査を受けること。

### (1)提出書類

①参加表明書兼誓約書(様式1)

②応募資格要件確認書(様式2)

③業務実施体制調書(様式3)

### (2)提出期限

令和7年 5月14日(水) 午後5時必着

### (3)提出先

〒742-2106 山口県大島郡周防大島町大字小松 1388 番地 6

周防大島町病院事業局 総務部 財政課

### (4)提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は提出期間内必着とし、書留郵便等の到達日時及び配達記録が確認できるものとする。

## 7. 参加資格確認審査(一次審査)結果の通知

令和7年 5月21日(水)までに書面で通知する。

## 8. 参加資格確認審査結果後の辞退について

参加資格確認審査で参加が認められたにもかかわらず辞退する場合は、当局に対して速やかに連絡するとともに、辞退届(様式4)を書面にて提出すること。

## 9. 質問書の提出及び回答

本実施要領、仕様書等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### (1)提出期限

令和7年 5月7日(水) 午後5時必着

### (2)提出方法

提出期間内に、質問書(様式5)を電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名に「プロポーザル

質問書」と記載すること。

(3)提出先

E-mail : zaisei@suo-kouei.com

(4)回答方法

令和7年 5月12日(月)までに、メールにて参加申込者全員に送付する。質問が大量の場合、又は質問の内容が多岐にわたる場合は、回答日が変更となることもある。その場合は、メールにて連絡する。

(5)その他

質問内容については、参加申込や企画提案等に関する質問に限り認め、審査項目に関する質問は一切受け付けない。

10. 提案書等の提出

参加資格確認審査により参加が認められた事業者は、以下により提案書を提出しなければならない。提出にあたっては、当局が掲げる周防大島町病院事業第2期再編計画を熟読し、仕様書に沿うシステムを設計及び構築すること。

(1)提出期限

令和7年 5月30日(金) 午後5時必着

(2)提出先及び提出方法

上記6.(3)(4)と同じ。

(3)提案書の作成方法及び提出部数等

「周防大島町病院事業局電子カルテシステム選定提案書等作成要領」を参照すること。

11. 二次審査における優先交渉権者の選定方法

選定委員会を開催し、提案書を基にプレゼンテーションを実施する。その選定方法は以下のとおりとする。

(1)選定委員会

①委員ごとに評価点の合計が最も高い事業者から順位をつけ、1位とした委員の人数が最も多い事業者を優先交渉権者として特定する。また、次点を次点交渉権者とする。1位とした委員の人数が2者以上となった場合は、提案価格額の低い者を上位とし、次点者についても同様とする。

ただし、選定委員会が必要と判断した場合は、追加のヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を行うこととし、実施の際は別途通知する。

②選定委員会は非公開とする。

③提案者が複数なかった場合でも選定委員会で内容を審査し、一定の審査基準を満たした場合に優先交渉権者として選定する。プロポーザル参加事業者が1社の場合は、各委員の評価合計点の平均が6割以上であれば、その事業者を優先交渉権者とする。

④選定作業を効率よく実施するため、選定委員から事前に質問事項を提示する場合は、期日を守って回答すること。

(2)プレゼンテーション

①日時等

令和7年6月中旬を予定。時間や場所についての詳細は、一次審査を通過した事業者に別途通知する。

②実施方法

ア. 1事業者につき45分以内とし、本業務に使用する電子カルテシステムの自社製パッケージのデモ(操作説明)及び提案書に係る説明を行うものとする。

イ. プレゼンテーション終了後に質疑応答を設ける。

ウ. プレゼンテーションに使用するOA機器については、プロジェクター(ケーブルを含む)及びスクリーンは、当局が用意するが、パソコン等必要となるものは持参すること。

### (3) 評価項目、審査基準

総合評価点数は100点満点とする。

※基準審査…別紙3「電子カルテシステム選定プロポーザルに係る評価基準表」

### (4) 選定結果の公表

選定結果は、優先交渉権者及び次点交渉権者が決定した後に、速やかに参加者全員に文書で通知し、併せて当局 HP 上で掲載する。

## 12. 選定後の展開

優先交渉権者に選定されたシステムの導入に向けて交渉を行うものとする。なお、優先交渉権者との交渉が不調となった場合には、次点交渉権者と交渉を行うこととする。

## 13. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①本要領の公表後、本要領に定める手続き以外の方法により、選定委員や当局職員へ本プロポーザルに対する援助、助言等を直接又は間接的に求め、審査の公正を害したとき。
- ②当局に提出した書類に虚偽の内容が記載されていたとき。
- ③基本協定の締結までに、参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ④提出期限までに書類を提出しなかったとき。
- ⑤その他、本要領に定める手続き、方法等を遵守していないとき。

## 14. その他の留意事項

- (1)本要領に係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3)提出資料は返却しない。
- (4)提出資料は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルへの情報開示請求があった場合は、周防大島町情報公開条例(平成 16 年 10 月 1 日条例第 11 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。その場合においても、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 15. 担当

本業務における当局の担当は以下のとおりとする。

〒742-2106 山口県大島郡周防大島町大字小松 1388 番地 6  
周防大島町病院事業局 総務部 財政課  
TEL : 0820-74-2332(代表) FAX : 0820-74-5067  
E-mail : zaisei@suo-kouei.com